

会員の皆様に関するQ&A

番号	問	回答
1	残高やポイントが残っている銀座カラーアイズのプリペイドカード、又は回数券を持っているのですが、今後これらを使ってサービスを受けられますか。	銀座カラーアイズを運営していた破産会社は営業を停止しており、今後も会員の皆様にサービスを提供することはできません。
2	銀座カラーアイズのまつ毛エクステンションサービスを承継する会社はないのでしょうか。	銀座カラーアイズの唯一の店舗であった池袋店は令和6年2月21日に閉店しております。銀座カラーアイズのサービスを承継する会社はありません。
3	銀座カラーアイズのプリペイドカードに残額やポイントがあるのですが、残額分の債権を破産会社に対して有しているといえるのでしょうか。	プリペイドカードには、入金（現金又はクレジットカード）でチャージした分（以下「チャージ分」といいます。）とサービスとして付与されたポイント（以下「ポイント分」）の2つの残高があります。銀座カラーアイズ池袋店の閉店日（令和6年2月21日）時点において、チャージ分についての有効な残高を有している会員は、チャージ分の残高相当額について破産会社に対して破産債権を有する債権者といえます。他方で、ポイント分については、サービスとして付与されたものであるため、破産会社に対する破産債権とは扱われません。
4	銀座カラーアイズのプリペイドカードのチャージ残高及びポイント残高に有効期限はあるのでしょうか。	最終のご利用日（最後にプリペイドカードへのチャージ又はプリペイドカードを用いたお支払いをした日）から1年間です。銀座カラーアイズ池袋店の閉店日（令和6年2月21日）時点において、有効期限が過ぎていないチャージ分が破産会社に対する破産債権として扱われます。
5	銀座カラーアイズのプリペイドカードを持っていますが残高が分かりません。どのように確認すればよいのでしょうか。	最後にプリペイドカードをご利用いただいた際に発行されたレシートに残高がありますので、お手元にレシートがある場合にはレシートをご確認ください。
6	銀座カラーアイズが発行した回数券を持っているのですが、債権者として認めてもらえますか。	銀座カラーアイズ池袋店の閉店日（令和6年2月21日）時点において、有効な回数券を有する会員の方は債権者となります。回数券が有効であるかどうかを確認するためには、回数券の有効期限の欄をご確認ください。有効期限として、令和6年2月21日以降の日付が記載されている回数券や有効期限欄が空欄になっている回数券は、閉店日時点で有効な回数券として扱われます。

7	<p>セーブルラッシュ30本のラッシュ回数券を持っているのですが、破産会社に対していくらの債権を有していることになるのでしょうか。</p>	<p>セーブルラッシュ30本の回数券は、販売価額1,650円（税込）の回数券です。</p> <p>1度も使用していない回数券をお持ちの場合は、破産会社に対して1,650円の破産債権を有していることになります。</p> <p>1度でも使用している回数券については、残りの追加まつ毛本数に応じて債権額を判断することになります。例えば、残りの追加まつ毛本数が10本の回数券をお持ちの場合には、破産債権額は、販売価額1,650円×10本/30本=550円となります。</p> <p>ただし、有効期限が令和6年2月20日以前と記載されている回数券の破産債権額は、0円となりますのでご注意ください。</p>
8	<p>レーザーセーブルラッシュ30本のラッシュ回数券を持っているのですが、破産会社に対していくらの債権を有していることになるのでしょうか。</p>	<p>レーザーセーブルラッシュ30本の回数券は、販売価額1,650円（税込）の回数券です。</p> <p>1度も使用していない回数券をお持ちの場合は、破産会社に対して1,650円の破産債権を有していることになります。</p> <p>1度でも使用している回数券については、残りの追加まつ毛本数に応じて債権額を判断することになります。例えば、残りの追加まつ毛本数が10本の回数券をお持ちの場合には、破産債権額は、販売価額1,650円×10本/30本=550円となります。</p> <p>ただし、有効期限が令和6年2月20日以前と記載されている回数券の破産債権額は、0円となりますのでご注意ください。</p>
9	<p>ハイブリッドラッシュ30本のラッシュ回数券を持っているのですが、破産会社に対していくらの債権を有していることになるのでしょうか。</p>	<p>ハイブリッドラッシュ30本の回数券は、販売価額1,980円（税込）の回数券です。</p> <p>1度も使用していない回数券をお持ちの場合は、破産会社に対して1,980円の破産債権を有していることになります。</p> <p>1度でも使用している回数券については、残りの追加まつ毛本数に応じて債権額を判断することになります。例えば、残りの追加まつ毛本数が10本の回数券をお持ちの場合には、債権額は、販売価額1,980円×10本/30本=660円となります。</p> <p>ただし、有効期限が令和6年2月20日以前と記載されている回数券の破産債権額は、0円となりますのでご注意ください。</p>

10	3Dボリュームラッシュ60本のラッシュ回数券を持っているのですが、破産会社に対していくら の債権を有していることになるのでしょうか。	<p>3Dボリュームラッシュ60本の回数券は、販売価額2,200円（税込）の回数券です。</p> <p>1度も使用していない回数券をお持ちの場合は、破産会社に対して2,200円の破産債権を有していることとなります。</p> <p>1度でも使用している回数券については、残りの追加まつ毛本数に応じて債権額を判断することとなります。例えば、残りの追加まつ毛本数が30本の回数券をお持ちの場合には、債権額は、販売価額2,200円×30本/60本=1,100円となります。</p> <p>ただし、有効期限が令和6年2月20日以前と記載されている回数券の破産債権額は、0円となりますのでご注意ください。</p>
11	i-DERMA回数券を持っているのですが、破産会 社に対していくら の債権を有していることになる のでしょうか。	<p>1度も使用していない回数券をお持ちの場合は、回数券の販売価額と同額の債権を有していることとなります。</p> <p>1度でも使用している回数券については、残りの施術回数に応じて債権額を判断することとなります。例えば、2.5mlの3回コースの回数券をお持ちで、1度だけ施術を受けたという場合には、同コースの回数券の販売価額は29,700円ですので、販売価額29,700円×残り回数2/3=19,800円が債権額となります。</p> <p>ただし、有効期限が令和6年2月20日以前と記載されている回数券の破産債権額は、0円となりますのでご注意ください。</p>
12	銀座カラーアイズの会員は、破産会社や裁判所との 関係で、何か 手続を取る必要 がありますか。破 産管財人からの 連絡を待ってい ればよいのでし ょうか。	<p>破産会社に対して破産債権を有する会員の皆様には、「破産手続開始通知書」及び債権届出書類一式が送付されます。債権者である会員は、届いた書類にしたがって、債権届出書を提出してください。</p> <p>このQ&A全体をご確認いただいた上、ご自身が破産債権を有すると考えられるにもかかわらず、令和6年11月8日を経過しても「破産手続開始通知書」が届いていない場合には、「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」宛てにその旨ご連絡ください。</p> <p>破産債権者ではない会員は、特に手続を取る必要はありません。</p>
13	今から破産会社との契約を解除・解約すれば、回 数券の未消化分 やプリペイドカ ードのチャージ 分について、破 産会社から返金 を受けられるの で しょうか。	<p>破産手続では、会員の皆様にお支払いいただいたお金を返金することはできません。</p> <p>一般論として、将来的に破産財団が形成されれば配当として破産債権者の皆様に一律の配当率を乗じた金額をお支払いできる可能性があります。現状では、配当ができるかどうか、配当ができるとしてどの程度の配当ができるかは未定です。</p>
14	破産会社の破産手続は今後どのように進 行 します か	「破産手続開始決定に関するQ&A」をご覧ください。

15	破産手続に関する問合せ方法を教えてください。	現時点で破産管財人が回答できる内容は、基本的に、「破産手続開始決定に関するQ&A」に記載をしておりますので、まずはそちらをご覧ください。 「破産手続開始決定に関するQ&A」に記載がない事項に関する破産管財人へのお問合せは、「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」宛てにメール送信を行っていただく方法によってお願いいたします。それ以外の方法によるお問い合わせを破産管財人宛てにいただいても、「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」のメールアドレス宛てのご連絡についてご案内させていただくこととなります。
16	「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」のメールアドレス宛てに問合せをしても回答が来ません。個別に連絡をください。	債権者の皆様からのお問い合わせが多数に上り、個別にご回答することが困難であるため、お問い合わせの内容を踏まえて必要な回答については、このホームページ上に追加する方法で回答させていただきます。
17	プリペイドカードや回数券以外に、破産会社に対して債権を有している場合は、支払ってもらえるのでしょうか。	破産手続開始前に発生した破産会社に対する債権は原則として破産債権に該当しますので、個別にお支払いすることができません。破産債権を有する場合は、破産債権の届出をすることが可能ですので、裁判所から「破産手続開始通知書」が届いていない場合には、「eyes_ikebukuro@ginza-calla.biz」宛てにメール送信をしてお知らせください。なお、破産債権の届出をされた場合でも、破産手続において配当がされるか、配当がされるとしてもどの程度の配当がされるかは、現時点では未定です。
18	銀座カラーアイズの店舗にある会員の個人情報は今後どのように扱われますか。	会員の皆様の個人情報の取扱いについては、法令に則り適切に対応いたします。具体的には、破産会社が保有していたカルテや電子データ等の個人情報が記載された書類や電子機器等は、本破産事件における管財業務の遂行に必要な範囲で使用した後、焼却、溶解又はシュレッダー処理等の適切な手段で復元不可能な形で消去・廃棄いたします。